

錦町移住体験施設利用要領

2019年4月1日現在

	確認事項	注意事項
仮予約	<p>□ 錦町への移住を検討されている方が、本施設の利用を希望する場合は、まず電話、FAX、Mail のいずれかで空き状況の確認と 仮予約を行ってください。</p> <p>□ 施設の利用日数は、原則3日から1か月以内です。</p> <p>また、利用料金については、人数に関係なく1泊 1,500 円（光熱水費等を含む）をいただきます。</p>	<p>■ 原則、移住を検討している方以外利用はできません。</p> <p>■ 現地へは、なるべく車でお越しください。</p> <p>■ 仮予約後速やかに「錦町移住体験施設使用許可申請書」に身分証明書（運転免許証等、住所の分かるもの）のコピーを添えて、町宛て郵送等にて提出してください。</p>
申込み	<p>□ 利用の申し込みは、利用開始日の 90 日前 から 10 日前までに行ってください。（休日を除く）</p> <p>□ 申し込みの際は、次のものを郵送してください。</p> <p style="margin-left: 20px;">○ 錦町移住体験施設使用許可申請書</p> <p style="margin-left: 20px;">○ 代表者の身分証明書（運転免許証等、住所の分かるもの）のコピー</p> <p style="margin-left: 20px;">○ その他滞在スケジュール（様式は任意）</p> <p>※郵送先</p> <p>〒868-0392</p> <p>熊本県球磨郡錦町大字一武1587</p> <p>錦町企画観光課（移住支援担当）宛て</p> <p>□ 滞在中に農作業体験や郷土料理等調理体験など様々、体験したいことがあれば、申込時にご相談ください。滞在の時期などにより対応できない場合もあります。</p>	<p>■ 「錦町移住体験施設の設置及び管理に関する条例」、「同条例施行規則」を遵守し、利用にあたっては予め十分内容を確認し申し込みください。</p> <p>■ 予約は1回につき1滞在分までです。既に予約を入れている場合は、利用が終了するまで次の予約を入れることはできません。</p> <p>■ 12月29日～1月3日の年末・年始についてはご利用できません。また点検・補修等による臨時休業となる日があります。</p> <p>■ 年度を越えて継続して利用する場合は、それぞれの年度ごとに申請を行ってください。</p> <p>■ 利用開始は、平日（月曜から金曜日）の午前10時からです。（土日祝日を除く）</p> <p>利用終了は、平日（月曜から金曜日）の午後1時までです。（土日祝日を除く）</p> <p>※退去時に立会で確認あり</p> <p>■ 仮予約後2週間以内に申込書の提出がない場合は、予約キャンセルとなります。</p> <p>■ 同一人物及び同一家族の利用は、同一</p>

申込み		年度に2回までとします。また、申請者が異なる場合でも、過去に当施設を利用した方が含まれる場合には同様の扱いとします。
決定	<input type="checkbox"/> 寝具は利用者自身で準備してください。 ※リースを希望される方は、ご相談に応じます。ご利用開始の5日前までにお知らせください。	■ 予約を取り消す場合は、原則14日前までに錦町移住支援センター（TEL:080-6419-4419）に連絡してください。 ■ 施設の修繕等の理由により、予定していた利用を延期や取り消しする場合があります。万が一このことにより利用者に損害が発生した場合でも町では一切の責任を負いません。
利用開始	<input type="checkbox"/> 施設内共用 ・当施設内の宿泊室（リビング・寝室）以外は、地域の方たちや錦町移住支援センターのお客様等も利用する多目的交流施設となっております。トイレやキッチン、ダイニングまわりの冷蔵庫やレンジ等電化製品、調理器具等の備品、消耗品など共用として使用されますのでご了承ください。 <input type="checkbox"/> 以下の品物は利用者で調達ください。 ○食品 ○風呂用品 ○洗面用品 ○薬 ○洗濯用品 ○ティッシュペーパー ○その他施設内に無い物 ※入居時に残っている消耗品などは、そのままご利用いただいて構いませんが、ティッシュペーパーや、洗剤、ゴミ袋等不足する分は使用者でご購入ください。 <input type="checkbox"/> 利用開始日にまず錦町役場にお越しください。その際に「錦町移住体験施設使用許可決定通知書」を持参してください。	※滞在中は、利用者が優先となり、地域の方たちとの交流会やイベント等を行う以外、原則として個別の利用は控えておりますが、錦町移住支援センターの職員、来客、地域おこし協力隊等が使用する場合があります。 ※宿泊室には鍵がついています。 ■ 施設内には次の物が用意されています。 ● 家電（エアコン、テレビ、冷蔵冷凍庫、電子レンジ、洗濯機、掃除機、炊飯器、家具調こたつ等） ● キッチン用品（包丁、まな板、鍋、フライパン、ザル、ボウル、菜箸、フライ返し、お玉、しゃもじ、栓抜き、台所用洗剤、ポット、茶碗、椀、皿、急須、湯呑み、やかん等） ● 物干竿、洗濯バサミ、ハンガー等 ● トイレトーパー ● ガスコンロ ● 座卓（こたつテーブル）

<p>利用開始</p>	<p>また、前払いで施設利用料金(1日当たり 1,500 円)をお支払いください。 なお、利用日数を変更されても原則返金はいたしません。 ※午前10時から受付可能 <input type="checkbox"/>鍵の受け渡しは現地で行います。 <input type="checkbox"/>利用者は入居時に職員と備品の確認を行ってください。万一、利用終了時に破損や不足が生じた場合、利用者において修理費等を負担してもらうことがあります。 <input type="checkbox"/>職員とゴミ収集場所の確認をしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●カーテン(レースなし) ●インターネット環境(光BB) ※Wi-Fiによる接続 ※パソコン等の機器はありません ・その他、備品・消耗品一覧のとおり <p>※利用開始日の前日までに、おおよその到着時間をお知らせください。入居は、午前10時から午後4時までをお願いします。 ※利用開始日の到着時刻が遅れる場合は、速やかに錦町移住支援センター(TEL:080-6419-4419)まで連絡してください。</p>
<p>利用期間中</p>	<p><input type="checkbox"/>ゴミは、錦町の分別形態で分別し、錦町指定のゴミ袋に記名の上、決められた収集日当日の朝8時までに、所定の収集所へ出してください。 なお、分別等が不十分な場合、ゴミは回収されませんのでご注意ください。この場合は、利用者自身で持ち帰ってください。</p> <p><u>滞在期間中に催される地域の行事、施設内イベント等には積極的に参加してください。</u></p> <p><input type="checkbox"/>室内は清掃に努め、清潔を保ってください。 <input type="checkbox"/>庭は定期的に清掃し、雑草の処理を行うなど景観維持に努めてください。 <input type="checkbox"/>深夜に騒いだり、近隣住民に迷惑をかけたたりしないようにしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■室内は禁煙です。 ■次のことは禁止です。 <ul style="list-style-type: none"> ●ペット飼育 ●興行 ●物品販売 ●寄附要請 ●展示会 ●印刷物等の配布 ●宗教活動 ●政治活動 ●申請書記載以外の人の居住 ●施設の模様替え、増改築 ●台所以外での火気の利用 ※外部交流スペースは可 ・火気の取り扱いに注意すること。 ■施錠はしっかり行ってください。万が一盗難にあった場合でも、町は一切責任を負いません。 また、町の備品等が盗難にあった場合は弁償となります。 ■冬期は水道が凍結することがありますので十分注意してください。 また、結露の発生に注意し、こまめに換気と拭き掃除を行ってください。
<p>利用終了</p>	<p><input type="checkbox"/>退去前に清掃(特に換気扇、ガス台、風呂、洗面所、トイレ)及びゴミを処理してください。また、掃除機をかけてください。 <input type="checkbox"/>余った生活用品等消耗品、調味料、食</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■万が一鍵を紛失してした場合、ドア錠の交換費用を利用者に負担していただきます。 ■退去時間に変更が生じる場合は、錦町移住支援センター(TEL:080-6419-

<p>利用終了</p>	<p>材等は、そのまま残していただいて構いません。</p> <p><input type="checkbox"/>残ったゴミは担当職員が指示する場所へ出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>退去時に鍵を職員に返却してください。</p> <p><input type="checkbox"/>立会い職員と、施設や備品などの確認を行ってください。(30分程度)</p> <p><input type="checkbox"/>アンケートを提出してください。</p>	<p>4419) に連絡してください。</p> <p>■利用日数は3日から1か月以内ですが、やむを得ない理由で退去日が早まる場合は、速やかに町担当者に相談してください。</p> <p>また、特別な理由があり延長する場合も、相談してください。</p> <p>※錦町移住体験施設使用許可申請書により延長することができます。</p>
<p>その他</p>	<p>施設使用料について</p> <p><input type="checkbox"/>使用料に含まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設使用料 ○施設内備品等使用料 (別紙 備品等一覧参照) ○電気料 ○LPガス使用料 ○水道料 ○合併浄化槽使用料 ○インターネット使用料 ○地上デジタル放送等視聴受信料 <p>忘れ物について</p> <p><input type="checkbox"/>施設内の忘れ物は、一定期間保管いたします。気づかれた場合は速やかにご連絡ください。</p> <p>忘れ物についての配送、処分等については、協議いたします。</p>	<p>■使用料に含まれないもの (利用者負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飲食費 ●衛生用品など日常消耗品費 ●寝具類購入費・リース代 ●施設の備品以外の器具等にかかる経費
<p>お問合せ/申し込み先/連絡先等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆錦町役場 企画観光課 <ul style="list-style-type: none"> 【所在地】〒868-0392 熊本県球磨郡錦町大字一武 1587 【電話】0966-38-4419 【FAX】0966-38-1575 【メール】kikaku-kankou@nishiki.ku.kumamoto.jp ◆錦町移住支援センター(施設内) <ul style="list-style-type: none"> 電話 080-6419-4419 <p>施設名</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆錦町移住体験施設 <ul style="list-style-type: none"> 所在地 〒868-0301 熊本県球磨郡錦町大字木上西 361 		